いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業

募集要項

（261106 版）

令和 8 年 11 月

いわき市

― 目　　次 ―

1. 募集要項の定義 1

2. 事業概要 2

2.1. 事業名 2
2.2. 事業に供される公共施設の種類 2
2.3. 公共施設等の管理者の名称 2
2.4. 事業の目的 2
2.5. 用語の定義 2
2.6. 基本方針 3
2.7. 事業の概要 4
2.7.1. 本件施設用地の立地条件等 4
2.7.2. 施設要件 5
2.7.3. 事業方式 5
2.7.4. 事業スキーム 6
2.8. 事業期間 7
2.9. 業務範囲 7
2.10. 事業の実施スケジュール（予定） 10
2.11. 法令等の遵守 10
2.12. 個人情報保護 10

3. 事業者の募集及び選定に関する事項 11

3.1. 事業者の募集及び選定方法 11
3.2. 事業者の募集・選定スケジュール 11
3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件 11
3.3.1. 参加者の構成等 11
3.3.2. 参加者の資格要件 12
3.3.3. 地域経済への配慮等 14
3.3.4. 参加資格の確認 14
3.4. 参加手続き等 15
3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付 15
3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答 15
3.4.3. 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知 15
3.4.4. 提案書の受付 17
3.5. 優先交渉権者の決定方法等 19
3.5.1. 審査 19
3.5.2. ヒアリングの実施 19
3.5.3. 優先交渉権者の決定 19

3.6. 契約に関する基本的な考え方 19
3.6.1. 契約の締結 19
3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応 20
3.6.3. 事業契約書の内容変更 20
3.6.4. 事業契約書作成費用 20
3.6.5. 支払方法 20
4. その他 20
4.1. 参加に伴う費用負担 20
4.2. 本事業において使用する言語、通貨単位等 20
4.3. 情報公開及び情報提供 21
4.4. 募集要項等に関する問合せ先 21

1. 募集要項の定義

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、いわき市が設計・維持管理・運営一括発注方式（以下「DO 方式」という。）により発注するいわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）に対して本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」といい、競争参加資格審査を通過した者を「参加者」という。）を対象に公表するものである。

また、本募集要項に添付されている以下の資料は、本募集要項と一体のものとする。（以下「募集要項等」という。）

・要求水準書
・基本協定書（案）
・設計業務委託契約書（案）
・運営・維持管理業務委託契約書（案）
・事業者選定基準
・様式集

なお、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等への質問に対する回答によることとする。

2. 事業概要

2.1. 事業名

いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業

2.2. 事業に供される公共施設の種類

学校給食共同調理場

2.3. 公共施設等の管理者の名称

いわき市長　内田　広之

2.4. 事業の目的

いわき市（以下「市」という。）では、子どもたちの心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる学校給食を提供するため、市内に学校給食共同調理場を 7 施設設置している。

学校給食共同調理場は、7 施設のうち 4 施設（平北部、三和、平南部、四倉学校給食共同調理場）が築 40 年以上経過しており、建物や設備の老朽化が進んでいる。また、現在の「学校給食衛生管理基準（文部科学省告示第 64 号）」（以下「学校給食衛生管理基準」という。）による衛生管理の向上への対応などが課題となっている。

更に、調理室等の空調設備が整っていない施設では、高温の中での調理及び洗浄業務が調理従業員の負担となっており、労働環境の改善を図る必要がある。

こうした課題を解消し、より安全で安心な学校給食を提供するため、老朽化した施設の再整備を行うものとし､課題解決に必要な施設の整備方針を検討するとともに市の財政運営に配慮して、「市 PPP/PFI※手法導入に関する優先的検討方針」に基づき、民間活力を活用した事業方式の導入の可能性を調査した。

調査の結果を踏まえて、市において検討を行った結果、老朽化が進んでいる 4 施設を統合して新たにいわき市新学校給食共同調理場を DO＋B 方式で整備・運営することとした。

本事業では、DO＋B 方式のうち、DO 部分に係る業務を受託する民間事業者を選定し、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用することにより、将来的な給食の安定供給と発展性を期待するものである。

※　PPP（Public Private Partnership）/PFI（Private Finance Initiative）

2.5. 用語の定義

募集要項において使用する用語は、以下のとおり定義する。

ア　本件施設

新たに整備するいわき市新学校給食共同調理場の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設をいう。

イ　本件施設用地

本件施設を整備する事業用地であり、事業者の維持管理の対象範囲となる土地をいう。

ウ　調理設備

調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用す

る機械設備及び平面図等で示すことが可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。

エ　調理備品

ボウル、温度計、計量カップ、はかり、まな板等、調理業務に必要な備品をいう。

オ　事務備品

机・椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない備品をいう。

カ　什器備品

調理備品と事務備品を総称したものをいう。

キ　食器・食缶等

食器、食器かご、食缶、おたま等、児童・生徒（以下、児童・生徒等を合わせて「生徒等」という。）・教職員が使用する備品をいう。

ク　配送校

本事業において給食配送対象となる小学校、中学校をいう。

ケ　配膳室

配送校に提供する給食の一時保管場所をいう。

コ　保守

初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品・消耗品の取替等の軽微な作業をいう。

サ　修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。

シ　更新

劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。

ス　補充

破損や損傷した備品等を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。

セ　事業契約

基本協定、設計業務委託契約及び運営・維持管理業務委託契約を総称したものをいう。

ソ　事業契約書

基本協定書、設計業務委託契約書及び運営・維持管理業務委託契約書を総称したものをいう。

2.6. 基本方針

(1) 安全で安心な学校給食を安定供給できる施設

ア　文部科学省の「学校給食衛生管理基準」をはじめ、「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、衛生管理の徹底を図るため、HACCP（危害分析及び重要管理点）の概念に基づいた施設を整備する。

イ　施設はドライシステムを基本とし、作業内容に応じた作業室を整備し、汚染作業区域と非汚染作業区域の区分を明確化する。

ウ　異物混入対策として、目視点検の徹底を継続するとともに、地元農家からの地産食材の直

接受入れに対応する泥落室を設け、異物混入対策の強化を図る。

エ　施設の安定稼働のために、迅速かつ適切な維持管理が行える施設・設備の整備を行う。

オ　近隣住民等への炊き出し等の対応が可能な移動式釜等の設備を導入する。

(2) 多様な献立に対応でき、おいしい給食を提供できる施設

ア　多様な献立の提供を可能にするための設備や作業スペースを整備する。

イ　学校給食衛生管理基準に則り、調理完了後から 2 時間以内に適温で生徒等が喫食できるように調理設備を整える。

(3) 食育に関する情報を発信できる施設

ア　調理の状況などが見学できる見学通路、子どもの食に関する教育・学習や保護者を対象とした試食会等に活用できる調理実習室や研修室など、地域の幅広い世代が楽しめる食育のためのスペースを整備する。

イ　地産地消の積極的な推進、有機農産物の利用拡大、季節ごとに行事食や郷土料理を献立に取り入れるために泥落室等の必要な施設・設備を整備する。

(4) 経済的で効率的な調理環境の施設

ア　作業領域は、一方向動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保し、作業効率の向上と働きやすい室内環境を整備する。

(5) 環境負荷の低減に配慮した施設

ア　「いわき市環境基本計画（第三次）」に基づき、太陽光発電設備の設置に加え、外皮の高断熱化・高効率設備の導入により、調理作業区域を除く区域での ZEB ready 以上の認証を目指すなど、環境負荷の低減に配慮した設備を導入する。

(6) 次世代に負担を残さない施設

将来の調理数の増減に柔軟に対応できる施設・設備とする。

2.7. 事業の概要

2.7.1. 本件施設用地の立地条件等

ア　所在地　いわき市好間工業団地 1-116,1-117,1-118

イ　面積　　約 18,265 ㎡

ウ　都市計画規制

（ア）都市計画区域　　市街化区域

（イ）用途地域　　工業専用地域

（ウ）建ぺい率・容積率　60%・200%

※　上記は参考として示すものであり、事業者は、本事業の検討・実施等に当たって、自らの責任において関係機関等への確認を行うこと。

2.7.2. 施設要件

(1) 基本的考え方

学校給食共同調理場における施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」に示すが、「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育との関わりへの配慮、環境負荷の低減への配慮などの実現も目指している。

(2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」に示す。

(3) 施設規模

1 日当たり最大 9,000 食が供給、業務処理等できる施設とする。

(4) 施設機能

本件施設に必要な施設機能や要求する水準については「要求水準書」に示す。

2.7.3. 事業方式

本事業は DO＋B（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式※により実施する。

市は、本件施設の設計及び運営・維持管理に係る資金を調達する。なお、本件施設は、市が所有する。また、本事業は、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

※新施設の設計業務、及び整備後の運営業務、維持管理業務を一括発注し、設計完了後、建設工事、調理設備等調達を別途発注する方式

2.7.4. 事業スキーム

事業スキームは、以下のとおりとする。

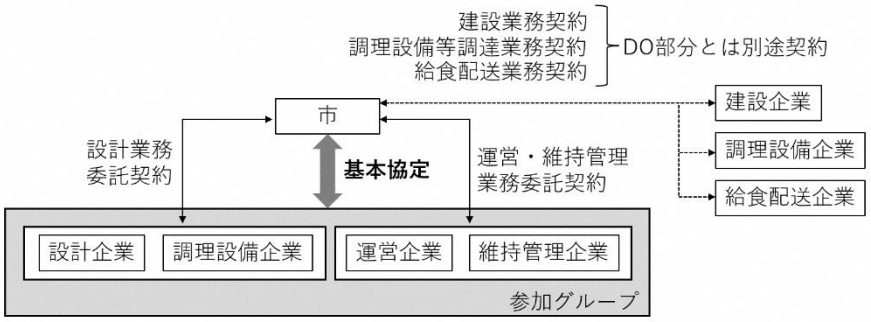

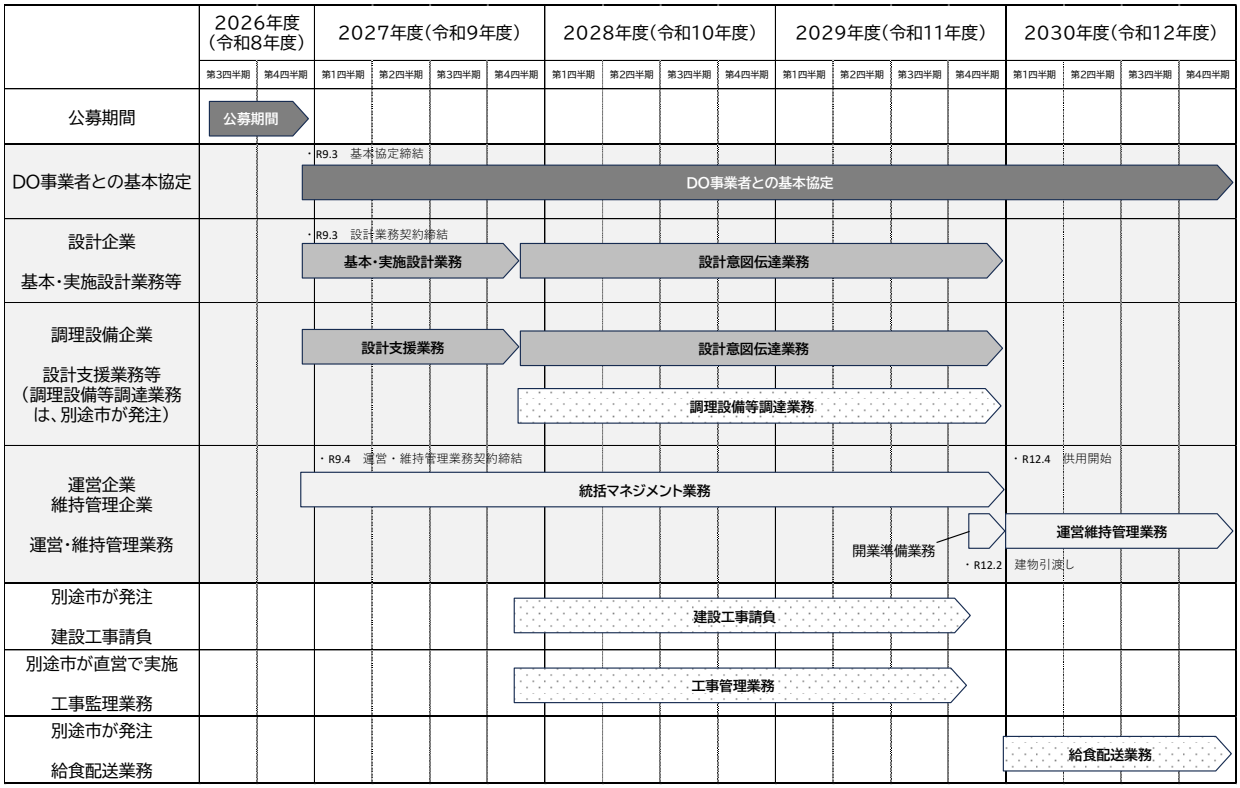

※1 各企業の概要は、「3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件」のとおりとする。

※2 調理設備企業は、「2.9. ア（イ）設計支援業務」で規定する設計支援業務を行うものとする。

※3 基本協定、設計業務委託契約、運営・維持管理業務委託契約は、令和9年3月下旬を目途として締結する。

※4 調理設備等調達業務は、設計支援業務等を実施する調理設備企業に対して市が別途発注する。

※5 調理設備等調達業務における契約金額は、提案書の様式37（価格に関する提案（調理設備・調理備品に係る市の財政支出の削減）の見積金額とする。なお、本業務において調理設備等の機種等が変更となった場合には、契約金額の変更について協議する。

また、調理設備等調達業務における賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更については、以下のとおりとする。

【賃金又は物価の変動に基づく調理設備等調達契約の契約金額の変更の方法】

① 改定の対象となる費用は、調理設備等調達業務で調達対象となった調理設備、調理備品、食器・食缶等とする。

② 市又は調理設備企業は、建設期間内で、かつ、調理設備等調達業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代

金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。なお、変動の基準となる指標は、「国内企業物価指数 業務用機器（日本銀行調査統計局)」を適用するものとする。

また、契約金額の改定の請求は、本業務の提案書の受付期限日（以下、「提案書の受付期限日」という。）が属する月に確定している最新の指数と比較して、契約金額の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が 1000 分の 15 を超えることが確認された日より、1 か月以内、かつ、本件施設の引渡しの 2 か月前までに書面により行わなければならない。

③　市又は調理設備企業は、②の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残契約代金額（変動後の基準となる指標を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残契約金額の 1000 分の 15 を超える額につき、契約金額の改定に応じなければならない。なお、契約金額の改定は、提案書の受付期限日が属する月に確定している最新の指数と比較して、契約金額の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後の契約金額は以下の計算式に従って算出することとし、物価変動率は小数点第 5 位以下を切り捨て、改定額は小数点第 1 位以下を切り捨てる。

〈指数上昇の場合〉

改定額＝変動前残契約金額×｛(1＋物価変動率）－0.015｝

〈指数下落の場合〉

改定額＝変動前残契約金額×｛(1＋物価変動率）＋0.015｝

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

物価変動率＝α－1

α：(改定の条件を満たす指数）/（提案書の受付期限日が属する月の指数　（確定値））

④　変動前残契約金額及び変動後残契約金額は、請求のあった日を基準とし、②に定める指数等や③の規定に基づき市と調理設備企業とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定め、調理設備企業に通知する。

⑤　②の規定による請求は、本規定により契約金額の改定を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「提案書の受付期限日」とあるのは、「直前の改定を行った日」とする。

⑥　④の協議開始の日については、市が調理設備企業の意見を聴いて定め、調理設備企業に通知しなければならない。ただし、市が②の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、調理設備企業は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

2.8. 事業期間

本事業の事業期間は、設計業務委託契約及び運営・維持管理業務委託契約締結日から令和 27 年 3 月末日までとする。

2.9. 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

ア　設計業務

（ア）基本・実施設計業務
（イ）設計支援業務
（ウ）設計意図伝達等業務
（エ）その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ　開業準備業務
（ア）各種マニュアルの作成
（イ）開業準備期間中の施設の維持管理
（ウ）本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
（エ）従業員等の研修
（オ）調理リハーサル
（カ）給食提供訓練業務
（キ）内覧会・開所式の開催支援
（ク）事業説明資料の作成
（ケ）映像紹介資料の作成
（コ）その他これらを実施する上で必要な関連業務

ウ　維持管理業務
（ア）建築物保守管理業務
（イ）建築設備保守管理業務
（ウ）外構等保守管理業務
（エ）調理設備保守管理業務
（オ）事務備品保守管理業務
（カ）清掃業務
（キ）警備業務
（ク）長期修繕計画作成業務
（ケ）その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ　運営業務
（ア）食品検収・保管業務
（イ）調理・調理指導業務
（ウ）食数調整業務
（エ）洗浄・消毒等業務
（オ）廃棄物処理業務
（カ）運営備品保守管理業務
（キ）衛生管理業務
（ク）食育推進支援業務
（ケ）広報支援業務
（コ）統括マネジメント業務
（サ）その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運営業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。
（ア）　食品調達業務

（イ） 食品検収指示業務
（ウ） 献立作成業務
（エ） 検食業務
（オ） 栄養管理業務
（カ） 調理指示業務
（キ） 給食費徴収管理業務
（ク） 食数調整監督業務
（ケ） 広報業務（見学者対応を含む。）
（コ） 食育業務
（サ） 衛生管理監督業務
（シ） モニタリング業務

2.10. 事業の実施スケジュール（予定）

日程	内容
令和 9 年 3 月	基本協定の締結、及び設計業務委託契約の締結、並びに運営・維持管理業務契約の締結
令和　9 年 4 月～ 令和 10 年 2 月（11 か月間）	設計期間
令和 10 年 6 月～ 令和 12 年 1 月（20 か月間）	建設期間
令和 12 年 1 月	施設の引き渡し
令和 12 年 2 月～ 令和 12 年 3 月（2 か月間）	開業準備期間
令和 12 年 4 月～ 令和 27 年 3 月（15 年間）	運営・維持管理期間

注）　運営業務のうち統括マネジメント業務は、令和 9 年 4 月～令和 12 年 3 月とする。

2.11. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たり、関連する最新の法令等を参照し、遵守する。

2.12. 個人情報保護

事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、設計、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

3.2. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程		内容
令和 8 年	11 月 6 日	募集要項等の公表
	11 月 24 日	募集要項等に関する質問受付期限
	12 月 9 日	募集要項等に関する質問に対する回答期限
	12 月 16 日	参加資格審査書類の受付期限
	12 月 23 日	参加資格審査結果の通知
令和 9 年	1 月 22 日	提案書の受付期限
	2 月中旬	提案書に関するヒアリング（プレゼンテーションを含む）
	2 月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
	3 月下旬	基本協定の締結 及び設計業務委託契約の締結 並びに運営・維持管理業務契約の締結

3.3. 参加者が備えるべき競争参加資格要件

3.3.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア　参加者は、本事業の設計業務のうち設計を担当する企業（以下「設計企業」という。）、設計を支援する企業（以下「調理設備企業」）、本事業の維持管理業務を担当する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本事業の運営業務を担当する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループにより構成されるものとする。設計企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

イ　構成員の中で、運営企業を代表企業として定めること。代表企業は、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、要求水準書に規定する統括責任者を配置し、運営業務のうち統括マネジメントを実施すること。なお、本事業に係る SPC（特別目的会社）の設立は不要とする

ウ　構成員は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

ただし、上記に関わらず、設計企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、以下の業務に係る総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分について、第三者に委託又は下請負人を使用することはできない。

（ア）設計企業：設計業務のうち設計業務

（イ）調理設備企業：設計業務のうち設計支援業務
（ウ）維持管理企業：維持管理業務のうち建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
（エ）運営企業：運営業務のうち調理・調理指導業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

エ　同一の企業が複数の業務を実施することができるものとする。

3.3.2. 参加者の資格要件

参加者の構成員は、以下の「(1) 全構成員共通」の要件及び分担する業務範囲に応じた「(2) 設計企業」～「(5) 運営企業」の要件に該当しなければならない。

(1) 全構成員共通

ア　市の令和８年度入札参加有資格者名簿に登録されているものであること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。）

ウ　いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 30 日制定）による指名停止期間中の者でないこと。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

（ア）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者

（イ）民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた後に、市の入札参加資格審査を受けた者

オ　次に掲げる者でないこと。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者

（イ）政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）、若しくは公職にあたる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的としている者

（ウ）宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を強化育成することを主たる目的としている者

カ　参加者同士で、次のいずれかの関係に該当する場合は、同一参加グループに参加する場合を除き、そのうちの一者しか参加できない。

（ア）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法

第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合

前（ア）及び（イ）と同視し得る関係があると認められる場合

キ 本事業の業務に携わる次の者並びに次の者と資本関係又は人的関係のない者であること。

株式会社アトラスワークス　　東京都中央区日本橋 2 丁目 1-17 丹生ビル 2 階

はぜのき法律事務所　　東京都中央区築地 2-3-4 メトロシティ築地新富町 601 号

ク 選定委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。

(2) 設計企業

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、設計企業を複数の企業とする場合、全ての企業がア及びイの要件を満たし、ウ～オの要件はそれぞれいずれか 1 者以上が満たしていること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 市の令和８年度入札参加有資格者名簿【測量・調査・設計の部】に登録されている者であること。

ウ 国又は地方公共団体が発注した新築、かつ延床面積 3,000 ㎡以上の公共施設（平成 29 年 4 月以降に竣工した施設に限る）の実施設計を元請として業務を完了した実績を有していること。なお、PFI 事業に係る実績においては、当該事業の特別目的会社から元請として受注した実績も可とする。

エ 平成 29 年 4 月以降に竣工したドライシステムの学校給食共同調理場（学校給食法に定める義務教育諸学校の共同調理場をいう。以下同じ。）の実施設計を元請として完了した実績を有していること。なお、PFI 事業に係る実績においては、当該事業の特別目的会社から元請として受注した実績も可とする。

オ いわき市内に本社又は本店を有する企業（以下、「市内企業」という。）であること。

(3) 調理設備企業

調理設備企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、調理設備企業を複数の企業とする場合も、全ての企業が全て要件を満たしていること。

ア 平成 29 年 4 月以降にドライシステムの学校給食共同調理場（提供能力 3,000 食/日以上）

における主要調理設備（調理・洗浄ライン等の主要工程を構成する設備）の調達を元請として完了した実績を有していること（ただし、トレー、食器、備品類等、調理設備に関わらない物品の納品実績は除く）。なお、PFI 事業に係る実績においては、当該事業の特別目的会社から元請として受注した実績も可とする。

イ　市の令和８年度入札参加有資格者名簿【物品の部】に登録されている者であること。

ウ　市内企業、またはいわき市内に支社や支店などの営業所を有する企業（以下、「準市内企業」という。）であること。

(4) 維持管理企業

維持管理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、維持管理企業を複数の企業とする場合、全ての企業がア及びイの要件を満たし、ウの要件はいずれか 1 者以上が満たしていること。

ア　平成 29 年 4 月以降に、国又は地方公共団体が発注した維持管理業務を 3 年以上元請として経験していること。なお、PFI 事業に係る実績においては、当該事業の特別目的会社から元請として受注した実績も可とする。

イ　市の令和８年度入札参加有資格者名簿【役務の提供の部】に登録されている者であること。

ウ　市内企業であること。

(5) 運営企業

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、運営企業を複数の企業とする場合、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

ア　平成 29 年 4 月以降に 3,000 食/日以上の給食を提供するドライシステムの学校給食センターの調理業務を 3 年以上元請けとして経験していること。なお、PFI 事業に係る実績においては、当該事業の特別目的会社から元請として受注した実績も可とする。

イ　福島県内で学校給食センターの調理業務を経験していること。

ウ　市の令和８年度入札参加有資格者名簿【役務の部】に登録されている者であること。

※　市内企業はウを「市の令和８年度入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。」に読み替える。

※　運営企業が市内企業、または市内企業とともに複数の企業で構成する提案がされた場合、評価する。詳細は事業者選定基準を確認のこと。

3.3.3. 地域経済への配慮等

本事業の実施に当たっては、いわき市内に本社、本店等の主たる営業所を有する事業者の積極的な活用や地元雇用の創出に努めるとともに、事業期間中における必要な物資・飲食物・消耗品等を市内から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

3.3.4. 参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、優先交渉権者の決定日までの間に、参加者の構成員が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

ア　構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

イ　構成員のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

参加者は、代表企業以外の構成員を欠き、当該構成員の除外又は変更を行う場合は、参加グループの構成員変更届（様式集　様式 19）を「4. 4.　募集要項等に関する問合せ先」に示す問い合わせ先に持参又は郵送により提出すること。

3.4. 参加手続き等

3.4.1. 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年 11 月 6 日から令和 8 年 11 月 24 日 15 時 00 分まで

(2) 受付方法

件名を「（企業名・質問書）いわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業」とし、募集要項等に関する質問及び意見書（様式集　様式 1）に記入の上、添付ファイルにて電子メールにより下記に提出すること。

電子メール：「4. 4.　募集要項等に関する問合せ先」に示す問い合わせ先

3.4.2. 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和 8 年 12 月 9 日に市ホームページで公表する。

なお、市は、提出のあった質問及び意見のうち必要と判断した場合には、質問及び意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

3.4.3. 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

応募者は、参加資格審査書類を提出し、参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに参加資格審査書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は提案書を提出することはできない。

(1) 参加資格審査書類の受付期間・提出場所及び方法

ア　受付期間

令和 8 年 12 月 10 日から令和 8 年 12 月 16 日までのいわき市の休日を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分。（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和 8 年 12 月 16 日 16 時 00 分までに必着のこと。

イ　提出場所

「4. 4.　募集要項等に関する問合せ先」に示す問い合わせ先

ウ　提出方法

参加資格審査書類を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 参加資格審査書類の作成

参加資格審査書類は、様式集（様式 2～17）に定めるところに従い作成すること。

なお、市は、提出された参加資格審査書類を審査した上で必要があると判断した場合は、当該参加資格審査書類の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、競争参加資格審査書類を提出した者に対して、書面により令和 8 年 12 月 23 日までに通知する。

(4) 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

ア　受付日時

令和 8 年 12 月 24 日から令和 8 年 12 月 28 日までの休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分。（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和 8 年 12 月 28 日 16 時 00 分までに必着のこと。

イ　提出場所

「4. 4. 募集要項等に関する問合せ先」に示す問い合わせ先

ウ　提出方法

参加資格がないとされた理由の説明要求書（様式集　様式 18）を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

エ　回答

令和 9 年 1 月 8 日までに書面により回答する。

(5) その他

ア　参加資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ　市は、提出された参加資格審査書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しない。

ウ　参加資格審査において参加資格があると認められた者であっても、市に提出した書類等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該審査結果を取り消すものとする。

エ　参加資格審査書類の提出以後、参加者が提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式集様式 20）を提案書の受付期限までに「4. 4.　募集要項等に関する問合せ先」に示す問い合わせ先に持参又は郵送により提出すること。

3.4.4. 提案書の受付

参加者は、提案書を受付期限日までに市に提出すること。

(1) 提案書の受付期間・提出場所及び方法

ア　受付期間

令和 9 年 1 月 18 日から令和 9 年 1 月 22 日までの休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分。（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）

ただし、郵送による場合は、令和 9 年 1 月 22 日 16 時 00 分までに必着のこと。

イ　提出場所

「4.4. 募集要項等に関する問合せ先」に示す問い合わせ先

ウ　提出方法

提案書を提出場所へ持参又は郵送により提出すること。ただし、持参による場合は、提出日時を事前に電話連絡を行うこと。また、郵送による場合は、書留等受取記録が残る方法にて送付すること。

(2) 提案審査書類の受付にあたっての留意事項

ア　募集要項等の承諾

参加者は、募集要項等の記載内容を承諾の上、提案書を提出すること。

イ　費用負担等

提案書の作成及び提出等に係る必要な費用は、全て参加者の負担とする。

ウ　提案書の作成方法

提案書は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

エ　棄権

参加者が、提案書の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

オ　公正な競争の確保

参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。参加者が連合し又は不穏な行動をなす等の場合において、事業者の選定を公正に実施することができないと認められるときは、当該参加者又はその代理人の提出する提案書を受け付けず、事業者の募集を延期又は取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

カ　提案価格の記載等

（ア） 提案限度額

６，５３９，９７０，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（イ） 提案価格の記載

提案価格は、価格提案書（様式集　様式 33～37-2）に記載すること。この際の計算に物価変動率は見込まないものとする。

なお、運営・維持管理費及び統括マネジメント費の各年度の提案価格を平準化する必要はない。

キ　提案価格算定用年間提供給食数

提案価格の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出すること。なお、年間の給食の提供日数は 185 日とする。

年度	提供食数
令和 12 年度	8,547
令和 13 年度	8,390
令和 14 年度	8,236
令和 15 年度	8,085
令和 16 年度	7,936
令和 17 年度	7,791
令和 18 年度	7,649
令和 19 年度	7,509

年度	提供食数
令和 20 年度	7,373
令和 21 年度	7,239
令和 22 年度	7,107
令和 23 年度	6,978
令和 24 年度	6,852
令和 25 年度	6,728
令和 26 年度	6,607

注）提供食数には、事業者が雇用する従事員、試食は含まない。

ク　提案書の取扱い

（ア） 著作権

提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市は、本事業において公表が必要と認めるときは、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市が事業者の選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた提案書は一切返却しない。

（イ） 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護されて第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は参加者が負うこととする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、参加者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

（ウ） 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、提案書の作成以外の目的で使用することはできない。

（エ） 提案書の変更禁止

提案書の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りではない。

ケ　契約保証金

設計期間については、設計業務委託契約の効力の発生と同時に委託代金（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。

開業準備期間及び運営・維持管理期間については、本件施設引渡日までに、統括マネジメント業務を除く維持管理業務及び運営業務の委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。また、これに加え、令和 9 年度から令和 11 年度までは、統括マネジメント業務に係る委託料（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上に相当する額を契約保証金として納付するものとする。なお、上記の両契約に係る契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供等をもって代えることができるものとし、詳細については、設計業務委託契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に記載する。

3.5. 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザルとし、審査は「参加資格審査」、「提案審査」の二段階に分けて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

3.5.1. 審査

審査は、市が本事業のために設置するいわき市新学校給食共同調理場整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別添の事業者選定基準に基づき行う。

また、運営維持管理業務は長期間となるため、必要に応じて運営企業・維持管理企業の信用調査等を行い、事業者選定時の参考とすることがある。

3.5.2. ヒアリングの実施

事業者選定基準に基づき提案審査の対象となった参加者に対して提案内容の説明を求めるため、ヒアリングを行う。

なお、実施日時や開催場所等の詳細については、別途、参加者に対して通知するものとする。

3.5.3. 優先交渉権者の決定

(1) 優先交渉権者の決定

市は、競争参加資格審査及び提案審査の結果により評価が最も高い提案者（最優秀提案者）を優先交渉権者として決定し、次いで評価の高い提案者を優秀提案者（次点候補者）として決定する。

なお、参加者が 1 者であった場合も参加資格審査及び提案審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該参加者を優先交渉権者として決定する。

(2) 結果の公表

市は、各参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。

(3) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

参加者の募集、評価及び優先交渉権者の決定において、最終的に参加者がない場合には、優先交渉権者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

ただし、参加資格審査及び提案審査（基礎審査）において失格となった場合又は事業者として適切ではないと判定された場合（詳細は事業者選定基準に規定）は、本プロポーザルは成立しないものとする。

3.6. 契約に関する基本的な考え方

3.6.1. 契約の締結

市は、優先交渉権者決定後に、優先交渉権者を相手方として基本協定の締結及び設計業務委託契約、及び運営・維持管理業務委託契約を締結する。

それぞれの契約金額は、価格提案書（様式集　様式 33）に記載された見積額の内訳をもとに協議して決定する。

3.6.2. 参加資格を欠いた場合の対応

優先交渉権者の代表企業及び代表企業以外の構成員が基本協定の締結までの間に参加者が備えるべき参加資格要件を満たさなくなったときは、当該参加者の優先交渉権者の決定を取り消すものとする。この場合、市は当該参加者以外の参加者のうち、最も評価の高かった者を優先交渉権者として 3.6.1. の手続きを行う。

ただし、市が別途指定する期間内に、参加資格要件を満たさなくなった構成員（代表企業は除く）に代わって、参加資格を有し、かつ、市が認める構成員の補完をした場合には、優先交渉権者の決定を取り消さない場合がある。

なお、市は優先交渉権者の事由により基本協定を締結できない場合は、設計業務委託契約及び運営・維持管理業務委託契約の契約金額を合計した金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として請求することがある。

3.6.3. 事業契約書の内容変更

優先交渉権者との事業契約の締結に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、事業契約の締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

3.6.4. 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

3.6.5. 支払方法

(1) 設計業務委託契約

市は、設計業務に係る委託料については、設計業務委託契約書の規定に基づき支払うものとする。

(2) 運営・維持管理業務委託契約

a） 開業準備業務委託料

市は、維持管理・運営業務委託契約に基づき開業準備業務完了後に開業準備業務に係る委託料を一括して支払うものとする。

b） 運営・維持管理業務委託料

市は、運営・維持管理業務委託契約に基づき運営・維持管理業務開始後から運営・維持管理期間にわたって、維持管理業務及び運営業務に係る委託料を年 4 回支払うものとする。

4. その他

4.1. 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

4.2. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準とする。

4.3. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4.4. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

いわき市教育委員会事務局　学校教育推進室　学校支援課
〒970-8026　いわき市平字堂根町 4-8
電話：0246-22-7545
電子メール：gakkoshien@city.iwaki.lg.jp